

設楽町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町規則第12号

設楽町契約規則の一部を改正する規則

設楽町契約規則(平成17年設楽町規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の6」に改める。

第24条の2第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条第2号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第3号中「400,000円」を「800,000円」に改め、同条第4号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

設楽町契約規則（平成17年設楽町規則第44号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(随意契約のできる予定価格の額)</p> <p>第24条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>2,000,000円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>1,500,000円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>800,000円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>500,000円</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる以外のもの <u>1,000,000円</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の2</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(随意契約のできる予定価格の額)</p> <p>第24条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>1,300,000円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>800,000円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>400,000円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>300,000円</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる以外のもの <u>500,000円</u></p>